

聞こえない・聞こえにくい人たちの

コミュニケーションを**支援**する人が必要です。



県・市・町 意思疎通支援者 養成中

(手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員)

手話奉仕員 になるには・・・

- ・お住まいの市町で実施している「手話奉仕員養成講習会」を修了する必要があります。
- ・どのように実施していくかは、各市町が決めています。
- ・全部で80時間程度受講します。

要約筆記者 になるには・・・

- ・県が実施する「要約筆記者養成講習会」を修了し、認定試験に合格する必要があります。
- ・要約筆記には【手書き】と【パソコン】があり、コースを選択して、1年間受講します。
- ・入講試験はありません。

手話通訳者になるには・・・

- ・県が実施する「手話通訳者養成講習会」を修了し、認定試験に合格する必要があります。
- ・「手話通訳者養成講習会」は、「通訳I」、「通訳II」、「通訳III」からなり、全部で3年間以上受講します。
- ・手話奉仕員を修了した方または、手話検定2級以上の方が、入講試験に合格すると「通訳I」を受講できます。

盲ろう者向け通訳・介助員になるには・・・

- ・県が実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」を修了する必要があります。
- ・「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」は、6月の土日に全7回受講します。
- ・入講試験はありません。

皆様のお申込みを
お待ちしておりますチュウ!



ナイチュウ(とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター)

県が実施している養成講習会は、受講料が無料です。申込方法等詳細は、毎年3月中旬以降に県HPなどでお知らせします。

(手話奉仕員については、お住まいの市町にお問い合わせください)

栃木県保健福祉部 障害福祉課 社会参加促進担当 [TEL] 028-623-3053 [FAX] 028-623-3052

ヘルプマークを知っていますか？ **援助が必要な方**のためのマークです。

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々(※)が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために作られたマークです。

※聴覚障害や高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など



県庁や市町で配布しています。
※詳しくは県ホームページをご覧ください。

栃木県 ヘルプマーク

検索